

最近の判例から

(16)

譲渡所得の申告と税理士の責任

(東京高判 平九・一〇・二四 判タ九八四―一九八) 菊地 眞二

譲渡所得の申告手続を依頼された税理士は、依頼者にとって有利な方法を選択すべき義務があり、一括修正申告手続をしなかったために、依頼者が軽減措置を受けられなくな

ったときは、その損害賠償を負うとされた事例(東京地裁平成九年一〇月二四日判決確定判例タイムズ九八四号一九八頁)。

一 事案の概要

Xは、一〇年以上居住の用に供した土地を、平成四年、二筆(甲地、乙地)に分けて、甲地については、同年一〇月八日Aに一億三、六〇〇万円で売り渡して、同年二月二五日登記を移転し、乙地については、同年二月二五日Bに一億七、〇〇〇万円で売り渡して、平成五年二月一九日登記を移転した。

Xは、平成四年度の確定申告の際、甲地の譲渡所得の申告をしなかったため、平成六年

二月、税理士Yに、甲地の譲渡所得の修正申告手続を依頼するとともに、乙地の譲渡所得の税務申告手続を依頼した。

Yは、両取引の内容を聞き、一旦は一括修正申告をしようとしたが、加算税賦課に氣をとられて、早期に修正申告することとし、深く検討しないまま、平成四年度の譲渡所得として、甲地についてのみ平成四年度分の修正申告手続を行い、乙地については、平成五年度分の確定申告手続を行った。

この結果、Xは、平成四年度修正申告について、租税特別法三一条の三(居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例)等の特例措置の適用を受けて一、三三三万二、二〇〇円、平成五年度確定申告について、同特例措置の適用がなく六、一九〇万九、三〇〇円、合計七、五一四万五〇〇円を納付することとなった。

しかし、所得税法基本通達三六一―一二によれば、「譲渡所得の総収入金額の収入すべき時期は、譲渡所得の起因となる資産の引渡しがあった日を原則とするが、納税者の選択により、譲渡に関する契約の効力発生日の属する年度分の収入金額とすることができ」とある。

Xは、一括修正申告をすれば、平成五年度申告分についても特例の適用があり、納税額は四、四九七万九、六〇〇円ですんだ筈だと、Yに対し、三、〇一六万円の損害賠償を求めた。

二 判決の要旨

(1) 税理士は、税務の専門家として、納税義務者から税理士業務を依頼された場合には、税理士業務を特定の方法で遂行することを指定されたとき、特定の税理士業務のみを独立に指定して依頼されたとき、又は納税義務者にとって有利な途を選択することに何らかの困難、弊害が伴うときなど、特別の事情があるときでない限り、租税関係法令に適合した範囲内で、依頼者にとってより有利な税理士業務の方法を選択すべき義務がある。

(2) 本件においては、特別の事情があること

は窺われず、かえって、両取引を一括して修正申告することは容易であったということができるから、Yは、Xの利益を図り、課税上より有利な両取引の一括修正申告手続を選択すべき義務があった。

(3) 従って、Yが同一年度での申告をしないで、両取引を別の年度で申告した点に過失があり、Yは、Xが被った損害を賠償する義務がある。

(4) よって、Yは、Xに対し、三、〇一六万円を支払え。

### 三 まとめ

これまで、税理士の責任については、誤った教示をして、損害賠償を命ぜられたもの（神戸地判平五・一一・二四判時一五〇九一一一四）、過誤による違算をして、損害賠償を命ぜられたもの（東京地判平四・七・三一判時一四六三一一八八）等がある。

本件は、売主が長年居住していた土地を二筆に分けて売却し、その一つの登記が翌年になつた場合において、税理士が一括申告しなかつたため、翌年度分の譲渡所得について特例措置の適用が受けられなくなつた事案である。税理士に過失があるとした判決は、妥当であろう。

## 最近の判例から

(17)

# 保険金不正取得目的の火災保険契約

(熊本地判 平九・三・二六 判時一六五四一一七)

田中 稔

多額の保険金を不正に取得する目的で締結された保険契約は、公序良俗に違反し、無効であるとされた事例（熊本地裁 平成九年三月二六日判決 確定 判例時報一六五四号一七七頁）。

### 一 事案の概要

Xは、昭和六三年二月一三日、本件建物及びその敷地を、競売により取得し、直ちに、本件建物について、Y火災保険会社らと、総額八、五〇〇万円の火災保険・共済契約を締結したところ、平成元年七月二七日、本件建物に火災が発生した。

Xは、Yらに対し、三、〇〇〇万円の支払いを求めた。

しかし、本件出火の原因は、何者かによる放火又は失火の可能性が最も高く、鍵がなければ、本件建物には侵入できなかった。Xは、

本件建物の管理をAに任せ、XとAが鍵を保管していたが、Aには、過去三回の火災歴があり、また、Xも、過去三回、火災保険・共済金の取得歴があった。

また、本件建物の競売手続の評価額は四一五万二、〇〇〇円で、Xは八〇〇万円程度と判断して競落したものであった。なお、Xの他の建物には、火災保険は付されていないかつた。

Yらは、本件契約は、保険金を不正に取得する目的でなされたもので、公序良俗に違反し、無効であると主張した。

### 二 判決の要旨

(1) 保険契約が多額の保険金を不正に取得する目的で締結された場合には、一般に被保険者が自ら保険事故を招致する危険が高いので、このような場合に保険金の支払いに